



消防第 1 1 2 4 号
平成 2 2 年 1 1 月 4 日

中国電力株式会社
常務取締役 島根原子力本部
本部長 清水希茂 様

島根県総務部長
(消防防災課)

島根原子力発電所 1 号機 第 2 9 回定期検査の実施について

平成 2 2 年 1 1 月 2 日付け島原本広第 1 4 9 号により連絡のありましたこのことについて、定期検査に万全を期し、安全かつ遺漏なく実施されることを強く要望するとともに、下記事項について特に万全の措置を講じられるよう申し入れます。

なお、定期検査と並行して実施される点検時期超過機器の点検作業及び供用期間中検査の管理対象となっていなかった溶接継手の非破壊検査についても、その確実な実施及び結果等に係る積極的な情報公開を図られるよう申し添えます。

記

- 1 作業に伴う被ばく低減を積極的に進めるとともに、全ての従業員の被ばく管理に万全を期すこと。
- 2 燃料の取替については、慎重に行い放射線管理を厳重に行うこと。
- 3 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従って厳重に処理し、周辺環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じること。
- 4 定期検査及び検査中の主要工事については、作業管理と保守管理を厳重に行い、品質保証に万全を期すこと。
- 5 とりわけ、点検計画表に基づいて行う点検工事の計画、点検の実施、不具合が判明した場合の不適合管理については、保守管理の不備事案で策定した再発防止対策を着実に実行し、その定着を図ること。
- 6 点検等で異常な傾向が認められる場合には適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 7 今回の定期検査で予定されている耐震裕度向上工事等の予防保全工事を着実に実施すること。
- 8 定期検査の状況については、安全協定に基づき速やかに連絡すること。また、保全の有効性評価など平成 2 1 年度より導入された新検査制度のもとで行う取り組みについて、県民に対する分かり易い情報提供を行い、理解促進を図ること。
- 9 3 号機建設現場においては、本年 6 月にも、火災の発生及び自衛消防隊への出動要請遅れがあり、その対策をとられたところであるが、今定期検査においても、火気の取扱いには十分注意するとともに、万一の際の通報連絡についてもあらためて関係者の意識の徹底を図ること。